

混載貨物輸出業者育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食品輸出の振興及び県内外貿港の利用促進を図るため、県内食品企業の商品取りまとめ、混載コンテナの仕立て及び貿易書類の作成代行等輸出に要する経費の助成金に関し、必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する県内の貿易事業者、流通事業者及び生産者等とする。

- (1) 製造者又は生産者が異なる県産品（本県で収穫、生産又は製造された食品衛生法第4条に規定する食品）を海上コンテナに混載し、輸出すること。
- (2) 県内外貿港を利用すること。

(助成対象期間)

第3条 毎年4月1日から翌年3月31日までに実施された輸出とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、別表に掲げる金額とする。

- 2 助成金の交付は、交付申請の受付順とし、予算の範囲内で行うものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「助成事業者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、公益社団法人鹿児島県貿易協会（以下「協会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) その他協会が必要と認める書類

- 2 助成金交付申請書の提出期限は、協会が別に定める日とする。

(決定の通知)

第6条 協会は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付の決定をするものとする。

- 2 前項の規定による助成金の交付の決定の通知は、助成金交付決定通知書（別記第3号様式）によるものとする。

(事業の実施報告)

第7条 助成事業者は、事業完了の日から30日以内又は協会が指定する日のいずれかの早い期日までに、実績報告書(別記第4号様式)に、次の各号に定める必要書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別紙1)
- (2) 輸出品目内訳書(別紙2)
- (3) 船荷証券(B/L)の写し
- (4) 送り状(Invoice)の写し
- (5) パッキングリストの写し
- (6) 輸出品の納品書、販売証明書等県産品であることを証明できる書類
- (7) その他協会が必要とする書類

(助成金の額の確定)

第8条 協会は、前条の規定により提出された書類を審査し、事業の実施が確認されたときは、助成金の交付を決定するとともに、額の確定を行い、交付確定通知書(別記第5号様式)により助成事業者に通知する。

(助成金の交付)

第9条 この助成金は、精算払いにより交付するものとする。

- 2 助成金の請求は、助成金交付請求書(別記第6号様式)によるものとする。

(助成金の返還)

第10条 協会は、助成金の交付を受けた事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、この助成金の交付に係る必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から適用する。

別表（第4条関係）

県産品が占める割合(※)	20 フィートコンテナ	40 フィートコンテナ
75%以上	120,000 円	200,000 円
50%以上 75%未満	90,000 円	150,000 円
25%以上 50%未満	60,000 円	100,000 円
25%未満	30,000 円	50,000 円

※県産品が占める割合については、コンテナ内における GROSS WEIGHT（梱包材を含めた総重量）にて計算